

# IFRS に関する北米調査出張(カナダ) 調査報告書概要

## I. カナダの会計基準・開示制度

○カナダでは、上場企業や金融機関を含む「公的説明責任企業」という範囲を設定し(PAE: Publicly Accountable Enterprises)、これらの企業には連結財務諸表の作成が求められ、2011年1月よりIFRSが適用されている。

(注1) 制度設計上、PAEは「カナダ基準」に準拠することとなっているが、当該「カナダ基準」はIASBの公表したIFRS(英語)及び(カナダで)フランス語に翻訳されたものである。

(注2) SEC登録企業には、米国基準の使用が認められている。また、料金規制業種では、①1年間のIFRS適用延期、もしくは②SEC登録企業でなくとも、2015年1月1日に始まる事業年度より前まで米国基準の適用が可能とされている(オンタリオ州証券委員会が2011年に実施した調査では米国基準を適用している企業は59社程度であった)。このほか、投資会社等においては2年間のIFRS適用延期が可能である。

## II. 国際会計基準(IFRS)への対応

(IFRSの導入方法)

○会計基準設定主体である会計基準審議会(AcSB)が、IASBの公表したIFRSをそのままカナダ基準に取り入れることで対応。AcSBは、カーブアウトについて、グローバルに単一で質の高い会計基準への移行を阻害するとの考え方の下、行っていない。

(IFRSを導入した理由)

○カナダがIFRSを導入した理由は、①グローバル市場における自国市場のシェアが低く、独自の会計基準を維持することは不適切であること、②利害関係者から独自の会計基準を残す強いニーズがないこと、③カナダのPAE企業(特に中小企業)は、IFRSよりも詳細で広範な米国基準を適用するコストや努力を許容できないこと、④米国基準に比べIFRSの方が国際的なデュープロセス等に適うものであること等である。

(コスト・ベネフィット)

○一部の企業からは、コストを上回るベネフィットがあったわけではないとの指摘が聞かれた反面、国際企業では、世界中で適用できる統一基準であるIFRSの導入によるメリットが認められるという意見も聞かれた。

○IFRS 導入のベネフィットとして、以下の指摘があった。

- ・ 国際的な企業では、IFRS を使用することで、世界各国の利用者・監査人等のステークホルダーとのコミュニケーションが容易になった。
- ・ 国際企業において、1つのローカル基準であるカナダ基準の適用を全社的に教育、維持することは難しく、IFRSの方がやりやすいというメリットがあった。
- ・ 例えば、鉱業分野等で、競合企業であるオーストラリア企業等との比較が容易になった。

○IFRS 導入のコストとして、作成者から以下の指摘があった。

- ・ 取引が複雑である場合、個々の取引の会計処理において判断が多くなり、時間や外部手数料などのコストの負担が大きかった。

(原則主義の影響)

○原則主義の適用に関しては、もともと原則主義であった旧カナダ基準からの移行はスムーズであったとの意見が多かった反面、一部の企業からは、他の国では発生していない問題があり、監査法人との調整に難航した等の指摘も聞かれた。

○原則主義への対応に関しては、基準設定主体や作成者から、IASB、IFRIC によるガイダンスの必要性を訴える意見が多く聞かれた。

(会社法・税法への影響)

○カナダの会社法では、カナダ基準で作成した連結財務諸表を株主総会に提出することを規定しており、PAE では IFRS の使用が義務づけられている。配当については、債務が弁済期に履行できなくなる可能性がある場合には配当を行ってはならないとされており、財務諸表と直接関係づけられた制度とはなっていない。

○税務面では、課税所得は財務報告目的で算出された利益と直接リンクした制度となっていないため、課税所得の決定は IFRS の下でも変わらないであろうとの指摘があった。なお、カナダ歳入庁が、IFRS に基づいた財務諸表を課税所得決定の基礎とできるとする指針を出している。

(規制環境、契約環境等への影響)

○料金規制業種における IFRS の適用の猶予は IFRS の新基準の整備を待つためのものであり、基準開発の状況によっては、更なる導入時期延期もあり得る。

○「カナダ基準」という用語を維持しつつ、IFRS を導入しているので、財務制限条項等において「カナダ基準」という用語が使用されている場合でも、形式面では影響はなかったとの指摘が聞かれた。但し、実質的な影響は存在するとの指摘も聞かれた。

(経済・雇用、企業等への影響)

○経済・雇用に大きな影響があったとの指摘は聞かれなかったが、IFRS 移行に間に合わず、上場廃止となった企業があるとの指摘が聞かれた。

(導入を円滑にするための方策)

○移行前に作成者の教育のため、カナダ会計士協会が教材を作成して教育したり、当局が直接 IFRS の導入を支援するといった方策がとられた。

○企業における利益等への影響に関して、関係者にとって唐突感がないようにするため、IFRS 移行時の会計方針の選択、数値への影響及び事業判断の変更を移行前に開示するよう当局から上場企業に対して要請がなされた。

○IFRS 移行後初めての IFRS 四半期報告では、30 日の延期を認めるとともに、当局が全社分の報告書をレビューし、問題点を指摘した。

### Ⅲ. 経済活動と会計のあり方

(IFRS とゴーイングコンサーン経営、当期純利益、リサイクリング、公正価値会計)

○カナダにおいては、IFRS がどのような性質をもつ会計基準かという議論はほとんどなされていない模様であった。なお、基準設定主体からは、清算価値を算定するための会計基準はもはやゴーイングコンサーンでなくなった企業に適用されるもので、公正価値評価は清算価値を暗示するものではなく、現在価値に関する市場の受け止め方に基づいた評価であるとの指摘があった。

○当期純利益・リサイクリングの重要性について証券当局・企業等から指摘があった。

○有形固定資産について、実際に再評価モデルを採用している企業はほとんどないと指摘が聞かれた。他方、投資不動産については、一部企業で公正価値モデルが採用されているとの指摘があった。

### Ⅳ. 会計基準設定主体のあり方

○民間会計関係者から成る AcSB (会計基準審議会) が、新たに IASB から公表された IFRS の採用の是非を決定したり、非上場企業などで用いられるカナダ基準を作成している。

○IASB 議長、副議長や IFRIC 議長等と緊密な関係を維持し、人材の派遣も行っている。また、AcSB として、個別基準にコメントするなど、積極的な意見発信も行っており、IFRS 第 1 号での除外規定の導入、露天掘りの剥土コストに関する IFRIC 解釈指針において成果が出ている。